

名刺の様式に関する訓令

[最終改正 平成26. 10. 1 京都府警察本部訓令第21号]

京都府警察職員が公務上使用する名刺の様式は、別記の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和42年4月1日から施行する。

別記

第1 警察官

1 基本様式

(1) 本部

京都府警察本部
〇〇部長
警視正 氏
名
郵便番号 六〇二―八五五〇
京都市上京区下立売通釜座東入藪之内町
電話(〇七五)四五―一九二―内線〇〇〇〇

京都府警察本部
〇〇部参事官
京都府警視 氏
名

勤務先所在地及び電話番号の記載は、この例による。

京都府警察本部警務部
首席監察官
監察官室長事務取扱
京都府警視 氏
名

京都府警察本部〇〇部
〇〇課長
京都府警視 氏
名

(職の事務取扱は、この例による。)

(部の附置機関の長は、この例による。)

京都府警察本部警務部  
監察官  
京都府警視 氏  
名

京都府警察本部〇〇部〇〇課  
主席調査官  
京都府警視 氏  
名

京都府警察本部〇〇部〇〇課  
調査官  
京都府警視 氏  
名

京都府警察本部〇〇部〇〇課  
次席  
京都府警部 氏  
名

(部の附置機関の副隊長は、この例による。)

京都府警察本部〇〇部〇〇課  
課長補佐(〇〇担当)  
京都府警部 氏  
名

京都府警察本部生活安全部少年課  
少年事件特別捜査隊  
隊長補佐(〇〇担当)  
京都府警部 氏  
名

京都府警察本部〇〇部〇〇課  
〇〇係長  
京都府警部補 氏  
名

京都府警察本部交通部交通機動隊  
〇〇小隊長  
京都府警部補 氏  
名

京都府警察本部〇〇部〇〇課  
〇〇係専門官  
京都府警部補 氏  
名

京都府警察本部〇〇部〇〇課  
〇〇係主任  
京都府巡查部長 氏  
名

(2) 市警察部

京都府警察本部〇〇部〇〇課  
〇〇係  
京都府巡查 氏  
名

京都市警察部長  
兼京都府警察本部警務部付  
京都市警察部企画課長事務取扱  
警視正 氏  
名

(3) 学校

京都府警察視	京都府警察学校長
氏	
名	

京都府警察視	京都府警察学校	副校長
氏		
名		

京都府警部	京都府警察学校	主任教官(〇〇担当)
氏		
名		

京都府警部補	京都府警察学校	教官
氏		
名		

京都府巡查	京都府警察学校
氏	
名	

(4) 警察署

京都府警視	京都府〇〇警察署長
氏	
名	

京都府警視	京都府〇〇警察署
氏	副署長
名	

京都府警視	京都府〇〇警察署
氏	副署長
名	〇〇課長事務取扱

京都府警部	京都府〇〇警察署
氏	〇〇課長
名	

京都府警部	京都府〇〇警察署
氏	〇〇課課長代理(〇〇担当)
名	

京都府警部補	京都府〇〇警察署
氏	〇〇課〇〇係長
名	

京都府〇〇警察署

〇〇課〇〇係専門官

京都府警部補

氏

名

京都府〇〇警察署

地域課

〇〇交番所長

京都府警部補

氏

名

京都府〇〇警察署

〇〇課〇〇係

京都府巡查

氏

名

京都府〇〇警察署

〇〇課〇〇係主任

京都府巡查部長

氏

名

2 特例様式

捜査活動に使用する名刺の様式は、別記第1の1にかかわらず、次の例によることができるものとする。

京都府警察本部〇〇部〇〇課	〇〇係主任	部長刑事
		氏
		名

京都府警察本部〇〇部〇〇隊	〇〇係	刑事
		氏
		名

京都府警察本部〇〇部〇〇課	〇〇係主任	主任捜査官
		氏
		名

京都府警察本部〇〇部〇〇隊	〇〇係	捜査官
		氏
		名

京都府〇〇警察署	〇〇課〇〇係主任	部長刑事
		氏
		名

京都府〇〇警察署	〇〇課〇〇係	捜査官
		氏
		名



第2 一般職員

	京都府警察本部〇〇部 〇〇課長
氏	
名	

	京都府警察本部刑事部科学捜査 研究所
主席研究員	
氏	
名	

	京都府警察本部〇〇部〇〇課
調査官兼次席	
氏	
名	

	京都府警察本部〇〇部〇〇課
課長補佐 (〇〇担当)	
氏	
名	

	京都府警察本部〇〇部〇〇課
〇〇係	
係長	
氏	
名	

	京都府警察本部〇〇部〇〇課
〇〇係	
主任	
氏	
名	

事務主任、技術主任及び主査は、この例の主任をそれぞれの職に置き換えるものとする。

	○	京都府警察本部
	○	○部
氏	係	○課
名		

		京都府
		○警察署
		○課
		○係
氏		
名		

#### 備考

- 1 名刺については、警察職員が使用するものとしてふさわしい、品位を保持したものとすること。
- 2 名刺の大きさは、縦書きにあっては縦9センチメートル、横5.5センチメートルとし、横書きにあっては縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。
- 3 紙質は、ケント紙（白色）又はこれと類似のものとする。
- 4 字体は、楷書を原則とする。
- 5 勤務先所在地、電話番号、URL等は、必要により記載することができる。
- 6 私宅住所は、記載しないものとする。
- 7 京都府警察のシンボルマーク、シンボลมスコット等を使用する場合は、別に定めるところによるものとする。
- 8 特例様式の名刺を使用する場合は、別に定めるところによるものとする。
- 9 この様式は、基準を示したものであるから、所属長が職務上必要と認めた場合は、係名、係長以下の補職の省略、文字の配列の変更、裏面使用による外国語の表記等をして差し支えない。ただし、所属独自のスローガン及び図柄の表記については、警務部警務課長との協議を要するものとする。
- 10 スローガンの表記は、原則として、名刺作成時に推進している活動、業務等に沿った組織的な指針を表記するものとし、時機を逸したと認められる場合は、随時内容を変更すること。
- 11 図柄の表記は、原則として、左上部余白を使用し、併用（2点までに限る。）する場合は、一方の図柄にあっては左上部余白を、他の図柄にあっては左上部以外の3隅のいずれかの余白を使用すること。